

第1号様式 (第9条関係)

条例見直し調査

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和9年度
条例名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例				
条例番号	平成18年神奈川県条例第69号	法規集	第8編第7章第5節		
所管室課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課				
条例の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく改善命令を受けて5年以内の精神科病院又は改善が認められない精神科病院に対する任意入院者の症状等に関する報告義務に関し必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	精神科病院入院患者のうち、措置入院者及び医療保護入院者と異なり任意入院者は、法による定期病状報告が義務付けられていない。しかし、改善命令等を受けた精神科病院では、入院患者の処遇に問題がある蓋然性が高いことから、そのような病院の入院患者の人権に配慮し、知事が病状等の報告を求めることにより、適切な措置を講ずるために必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例による報告は、知事の求めに応じ、神奈川県精神医療審査会において入院の要否が審査されるほか、必要に応じ入院者からの意見聴取や委員による診察、管理者等からの報告、診療録等の提出や審問が可能となることから、精神科病院に対し任意入院者への不当な処遇を防ぐ抑止力として有効性は高い。			
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例に基づき、任意入院者の報告が提出された場合は、措置入院者及び医療保護入院者の定期報告を審査する既存の神奈川県精神医療審査会において審査されることから、審査体制は確保されており、新たに審査体制を設定する手間やコストは発生せず、効率的である。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	かながわグランドデザイン実施計画において、主要施策の一つとして、精神保健医療の充実が位置付けられており、精神疾患をもつ患者が適切な医療を受けられることは県政の方向性として示されていることから、本条例はこの方向性に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、法第38条の2第3項に位置付けられているものであり、適法である。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例解説

1 条例を制定する理由

(1) 目的

改善命令等を受けた精神科病院に入院する任意入院患者の適切な処遇を確保することを目的とします。

(2) 制定の必要性

改善命令等を受けた精神科病院は、入院患者の処遇に問題がある蓋然性が高いことから、そのような病院の入院患者の人権に配慮し、知事が病状等の報告を求め、適切な措置を講ずることができるようにすることが適当であるため。

また、本条例を制定することで、対象となる精神科病院の管理者は、知事に任意入院者の症状等の報告を主体的に行うこととなります。

2 本制度の構成

<input type="checkbox"/> 条例で定める事項 ・報告を求める根拠規定(第1条) ・報告内容(第1条) ・報告の時期(第2条)	<input type="checkbox"/> 規則で定める事項 ・報告書の様式 ・報告の方法(保健所長を経由)
--	---

3 各条項の考え方等

(1) 任意入院者の症状等の報告(第1条関係)

(任意入院者の症状等の報告)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第20条の5に規定する事項(以下「任意入院者の症状等」という。)について、知事に報告しなければならない。

●「法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者」

「精神科病院の管理者(第38条の7第1項、第2項又は第4項の規定による命令(※1)を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間(※2)を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるもの(※3)に限る。)(法第38条の2第3項)

※1 「第38条の7第1項、第2項又は第4項の規定による命令」

精神科病院に入院中の者についての処遇改善計画の変更命令・処遇改善命令(第1項)、退院命令(第2項)及び第1項又は第2項の命令に従わない場合の入院に係る医療の提供の制限命令(第4項)

※2 「厚生労働省令で定める期間」(省令第20条の2)

5年間

※3 「その他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるもの」(省令第20条の3)

法第38条の7第1項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる者

●「同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者」

「当該精神科病院に入院中の任意入院者（厚生労働省令で定める基準（※）に該当する者に限る。）」（法第 38 条の 2 第 3 項）

※「厚生労働省令で定める基準」（省令第 20 条の 4）

- 1 入院後 1 年以上経過していること
- 2 入院後 6 月を経過するまでの間に法第 36 条第 3 項に規定する行動の制限（*）を受けた場合又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限されたこと（前号に該当する場合を除く。）

*法第 36 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限（昭和 63 年厚生省告示第 129 号）

- 一 患者の隔離（内側から患者本人の意思によつては出ることができない部屋の中へ 1 人だけ入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12 時間を超えるものに限る。）
- 二 身体的拘束（衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。）

●「その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第 20 条の 5 に規定する事項」

- ・入院年月日
- ・前回の法第 38 条の 2 第 3 項の規定による報告の年月日
- ・精神科病院の名称及び所在地
- ・患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- ・生活歴及び現病歴
- ・今後の治療方針
- ・診察年月日及び診察した指定（主治）医の氏名
- ・病名及び過去 12 月間の病状又は状態像の経過の概要
- ・過去 12 月間の外泊の状況

○ 報告の方法について

当該精神科病院の所在地を所管する保健所長（横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市の設置する保健所の長を除く）を経由して知事に報告することし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（昭和 40 年神奈川県規則第 95 号）で定めています。

○ 報告書の様式について

他の様式類とともに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則で定めています。（第 10 号様式の 10）

○ 指定都市との関係について

大都市の特例に関する規定（法第 51 条の 12）により、本条例の対象となる精神科病院の管理者は、県域（横浜、川崎及び相模原市域を除く。）の精神科病院の管理者となります。

(2) 任意入院者の症状等の報告時期（第2条関係）

（任意入院者の症状等の報告時期）

第2条 前条の規定による任意入院者の症状等の報告は、同条に規定する任意入院者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。

- (1) 当該任意入院者が入院後1年以上経過している場合
入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月
- (2) 当該任意入院者が入院後6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動の制限を受けた場合又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限された場合（前号に該当する場合を除く。）
入院した日の属する月の翌月を初月として6月を経過する月

○報告時期について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（厚生労働省令）第20条の4に規定されている報告の対象となる任意入院者の要件に応じて、報告の時期を規定することとします。

例1：平成19年1月中に任意入院された方の場合

→ 平成20年1月が入院後1年経過する月で、12ヶ月目に当たるので、平成20年1月1日から1月31日までの間に当該精神科病院の管理者は報告を行わなければなりません。

例2：平成19年1月中に任意入院された方で、入院後6ヶ月経過するまでの間に行動制限を受けた場合

→ 平成19年7月が入院後6ヶ月経過する月なので、平成19年7月1日から7月31日までの間に当該精神科病院の管理者は報告を行わなければなりません。（以後は、例1と同様）

(3) 委任（第3条関係）

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、任意入院者の症状等の報告に関して必要な事項は、規則で定める。

○規則で定める事項

- ・報告書の提出方法（当該精神科病院の所在地を所管する保健所長経由）
- ・報告書の様式

(4) 施行期日（附則）

公布の日（平成18年12月28日）

4 その他

(1) 精神医療審査会の審査について

知事は、法第38条の3第5項の規定により、神奈川県精神医療審査会に、報告の対象となる者についてその入院の必要があるかどうか審査を求めることができるとされています。

(2) 報告に係る手数料について

本条例による報告は、改善命令等を受けた精神科病院に入院する任意入院者が、命令後の一定期間適切な処遇を受けているかを命令を発した県が把握するためのものであり、手数料を支払う必要性が無いため、支払わないこととします。

【参考】入院届、定期病状等報告書（措置・医療保護）の報告書手数料→各1,700円/件

(3) 用語について

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 94 号）により、平成 18 年 12 月 23 日から、従来法律において用いられていた「精神病院」という用語が「精神科病院」という用語に改められたことから、本条例の規定においても、「精神科病院」という用語を用いています。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年12月28日条例第69号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例

平成18年12月28日

条例第69号

改正 平成20年7月22日条例第40号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例
(任意入院者の症状等の報告)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5に規定する事項（以下「任意入院者の症状等」という。）について、知事に報告しなければならない。

(任意入院者の症状等の報告時期)

第2条 前条の規定による任意入院者の症状等の報告は、同条に規定する任意入院者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。

(1) 入院後1年以上経過している場合 入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月

(2) 入院後6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動の制限を受けた場合又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限された場合（前号に該当する場合を除く。）

入院した日の属する月の翌月を初月として6月を経過する月

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、任意入院者の症状等の報告に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成20年条例40号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成20年条例40号〕

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。